資料3-1

介護保険料案（第10期・基金投入前）

○ 介護保険料は現在試算中のため、月額換算の見込額のみ掲載。保険料年額を含む確定値は、計画策定時に掲載

○ 月額8,500～8,900円は介護保険給付費準備基金を投入しない場合の見込額

○ 今後、算定の基礎となる実績値の更新、介護報酬改定及び制度改正の内容等により変動します。

所得段階区分	所得段階別対象者	第10期 保険料率（軽減後）	第10期 保険料額 月額換算
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給、または生活保護受給 世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が82万6,500円以下	基準額×0.285	¥2,423 ～ 2,537
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が82万6,500円を超え120万円以下	基準額×0.47	¥3,995 ～ 4,183
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が120万円超	基準額×0.685	¥5,823 ～ 6,097
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が82万6,500円以下	基準額×0.9	¥7,650 ～ 8,010
第5段階（基準額）	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が82万6,500円超	基準額×1	¥8,500 ～ 8,900
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以下	基準額×1.18	¥10,030 ～ 10,502
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円を超え200万円未満	基準額×1.3	¥11,050 ～ 11,570
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.5	¥12,750 ～ 13,350
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.7	¥14,450 ～ 15,130
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額×1.9	¥16,150 ～ 16,910
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額×2.1	¥17,850 ～ 18,690
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700万円未満	基準額×2.3	¥19,550 ～ 20,470
第13段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上800万円未満	基準額×2.4	¥20,400 ～ 21,360
第14段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が800万円以上900万円未満	基準額×2.5	¥21,250 ～ 22,250
第15段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	基準額×2.6	¥22,100 ～ 23,140
第16段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.7	¥22,950 ～ 24,030
第17段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	基準額×2.8	¥23,800 ～ 24,920
第18段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が2,000万円以上	基準額×3	¥25,500 ～ 26,700

※ 第10期・・・令和9(2027)年度～令和11(2029)年度の介護保険事業計画期間

※ 各所得段階の保険料額月額換算は、基準額に所得段階別の割合を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額を参考として記載

1,083～1,483円上昇

介護保険料（第9期・現行）

所得段階区分	所得段階別対象者	第9期 保険料率（軽減後）	第9期 年間保険料額	第9期 月額換算
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給、または生活保護受給 世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が82万6,500円以下	基準額×0.285	¥25,370	¥2,114
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が82万6,500円を超え120万円以下	基準額×0.47	¥41,840	¥3,487
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が120万円超	基準額×0.685	¥60,980	¥5,082
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が82万6,500円以下	基準額×0.9	¥80,110	¥6,676
第5段階（基準額）	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が82万6,500円超	基準額×1	¥89,010	¥7,417
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以下	基準額×1.18	¥105,040	¥8,753
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円を超え200万円未満	基準額×1.3	¥115,720	¥9,643
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.5	¥133,520	¥11,127
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.7	¥151,320	¥12,610
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額×1.9	¥169,120	¥14,093
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額×2.1	¥186,930	¥15,578
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700万円未満	基準額×2.3	¥204,730	¥17,061
第13段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上800万円未満	基準額×2.4	¥213,630	¥17,803
第14段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が800万円以上900万円未満	基準額×2.5	¥222,530	¥18,544
第15段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	基準額×2.6	¥231,430	¥19,286
第16段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.7	¥240,330	¥20,028
第17段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	基準額×2.8	¥249,230	¥20,769
第18段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が2,000万円以上	基準額×3	¥267,030	¥22,253

※ 第9期・・・令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の介護保険事業計画期間

※ 各所得段階の年間保険料額は、基準額に所得段階別の割合を乗じて得た額の10円未満の端数を切上げ
月額換算は、年間保険料額を12で除して得た額の1円未満の端数を四捨五入した額を参考として記載（第5段階を除く）

第10期堺市第1号被保険者介護保険料の改定に係る考え方について

① 負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分の設定

本市においては、所得再分配機能を強化し低所得者の保険料上昇の抑制を進める観点から、国の標準段階（13段階）を更に多段階化した18段階とした上で、
負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分及び保険料率を設定しており、現時点では、第9期と同様の所得段階区分及び保険料率を前提として試算しています。
現時点では、国の標準保険料段階や料率に係る具体的な変更案は示されておりませんが、今後変更が示された場合は、国の制度見直しの内容を踏まえ検討します（資料3-3参照）。

② 低所得者対策として公費の投入

低所得者対策として第1段階から第3段階については、公費の投入によって保険料率を引き下げ、保険料負担を軽減しています。
現時点では、第9期と同様の軽減割合を前提として試算していますが、公費投入による保険料率の軽減割合に係る変更が今後国から示された場合は、それを踏まえ検討します。

③ 介護保険給付費準備基金の投入による負担軽減

第10期計画開始時点での介護保険給付費準備基金の積立見込額を踏まえ、基金取崩しにより基準額（月額）の上昇を200～400円抑制する予定